

盛岡広域振興局長告示第30号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年7月21日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

| 位置 | 延長（メートル） | 幅員（メートル） | 指定年月日 |
|-----------------------|----------|-----------|-----------|
| 滝沢市鶉飼諸葛川24番の一部及び24番13 | 27.28 | 4.00～4.50 | 令和5年6月19日 |

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び滝沢市役所に備えておいて縦覧に供する。